

## 使用料体系設定の基礎事項

- 1 現在の下水道使用料の体系
- 2 基本水量制について
- 3 累進制について
- 4 まとめ



# 現在の下水道使用料の体系

## 春日部市の下水道使用料（抜粋）

種別	料率			
	基本使用料		超過料金 1m <sup>3</sup> あたり単価	
用途	水量	料金		
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	960	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	108円
			30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	120円
			40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	132円
			50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> まで	156円
			70m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	180円
			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで	204円
			300m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	228円
			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	264円
公衆浴場	1m <sup>3</sup> につき65円			

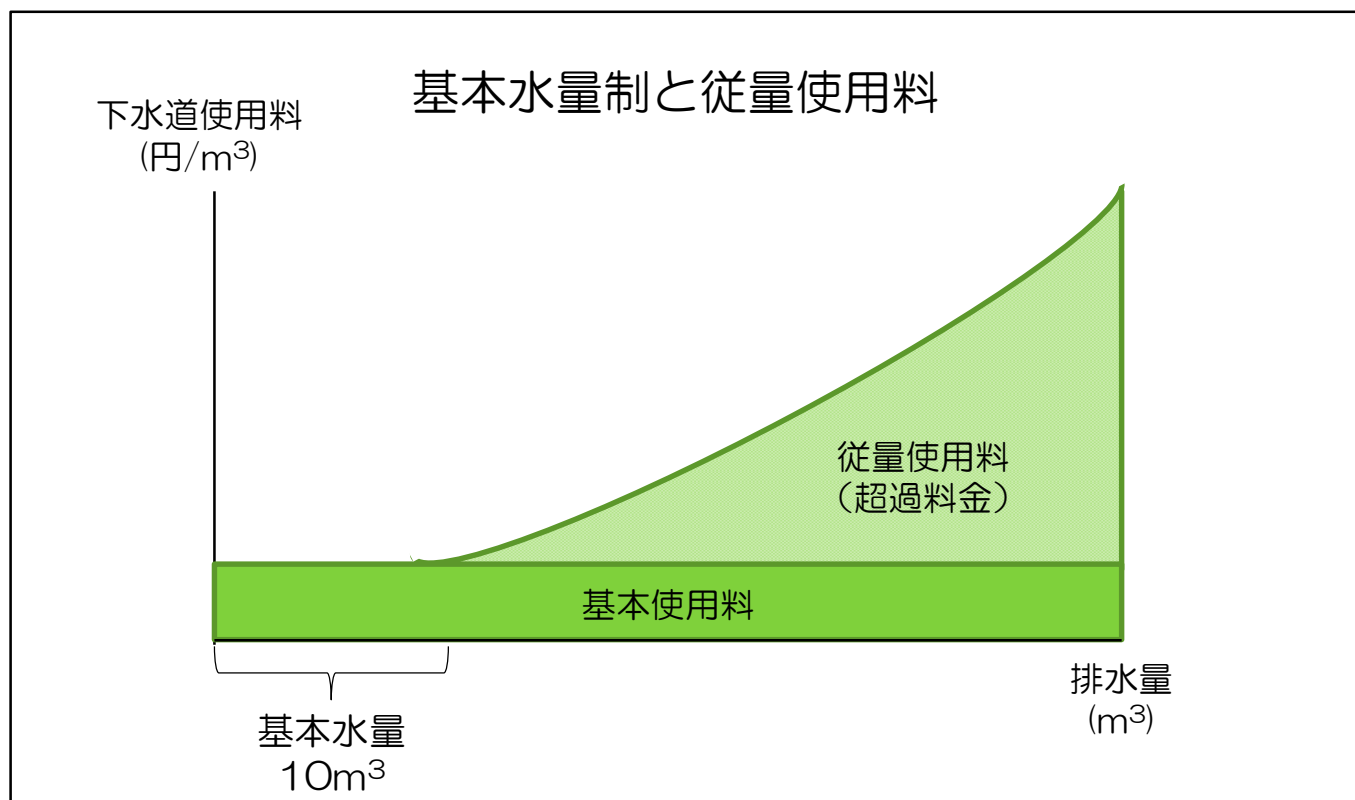
るいしん

累進制…排水量が多くなるほど単価を上げる仕組み

- 下水道事業を開始した昭和60年代頃、公衆衛生の観点から公共下水道の早期の普及促進を図ることを目的に、個人負担低減の手法として採用し始めた（負担公平性の原則から本来は一定額が好ましい）

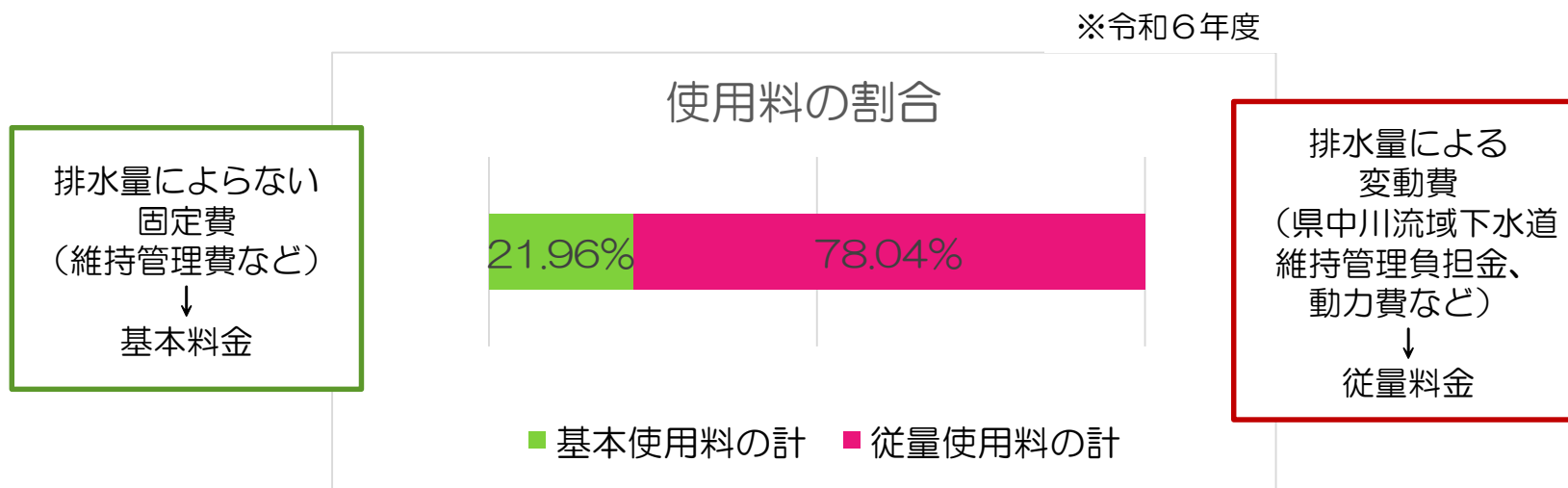


# 現在の下水道使用料の体系





# 現在の下水道使用料の体系



- かつては公衆衛生向上を目的に、公共下水道の普及促進を図るため、使用料収入のうち、基本使用料の割合を低く抑えていた。
- 公共下水道の普及が図られた現在では、持続可能な経営を続けるために安定した収入を確保する必要があり、基本使用料の割合を上げる必要がある



人口減少などにより排水量が減っているため  
経営への影響が大きい



# 現在の下水道使用料の体系

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」  
報告書（令和2年7月：国土交通省）

## 1. 基本使用料の底上げ

費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、  
収入に占める基本使用料収入の割合は2割に過ぎず、  
費用構造に比して、非常に不安定な料金体系となっている。

今後の人口減少等による排水量の減少が見込まれる中で、  
下水道サービスを維持していくためには、  
基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも  
視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。

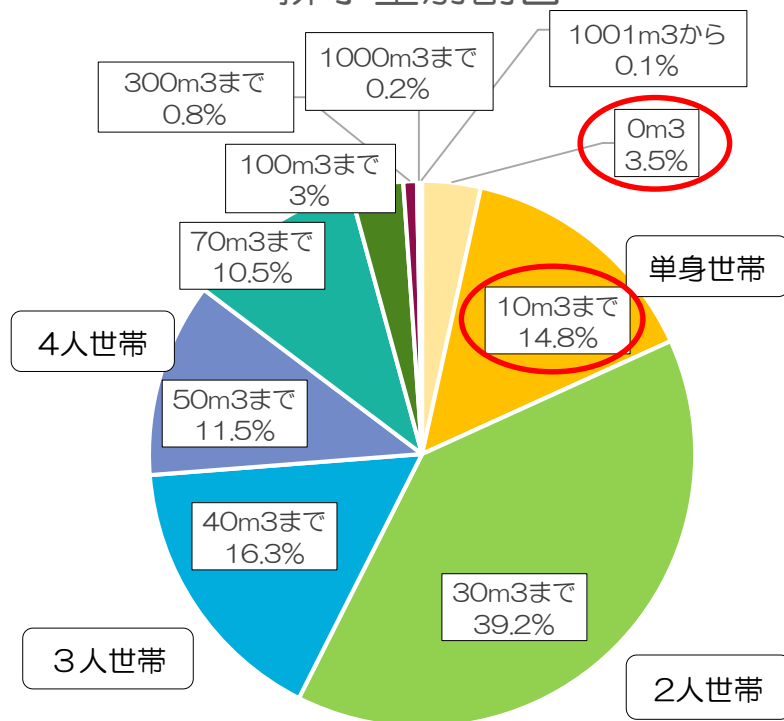
人口減少によって排水量が減少しても、  
持続可能な下水道事業の経営が図れるように、  
基本料金の割合を上げることが必要



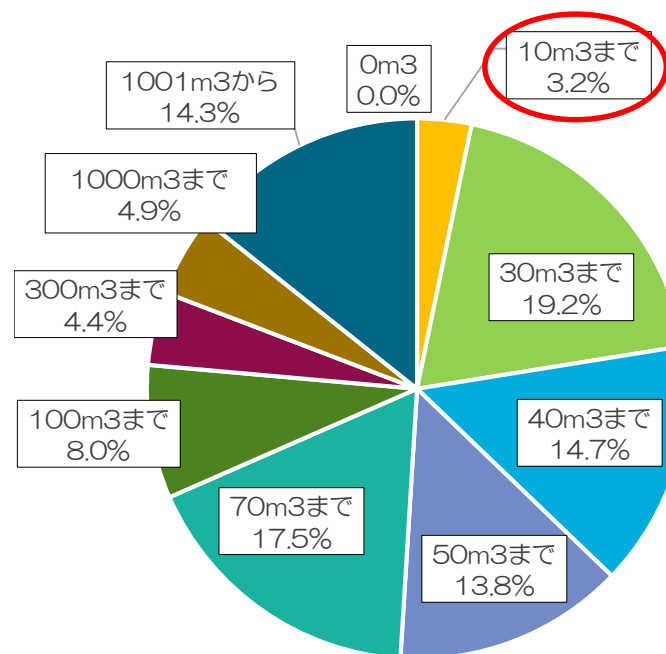
# 基本水量制について

※令和6年度

## 排水量別割合



## 排水量別使用料割合



基本水量未満の世帯数の割合は約18%だが、  
収入の割合では4%に満たない



# 基本水量制について

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」  
報告書（令和2年7月：国土交通省）

## 2. 基本水量の廃止

環境負荷低減に資する節水のインセンティブが基本水量内の小口使用者に働かない

排水量の有無に係わりなく賦課する基本使用料という性質に照らして明確性に欠ける

「水道料金算定要領」においても、解消するものとされている

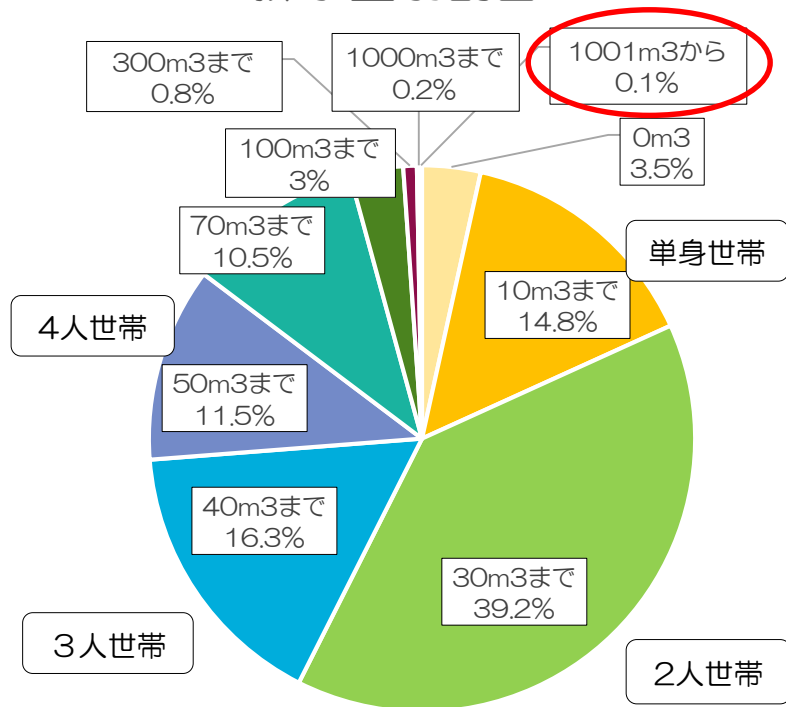
小口使用者の料金の激変を招かないよう配慮しながら、  
小口使用者間の負担公平性の観点より、基本水量制の解消が必要



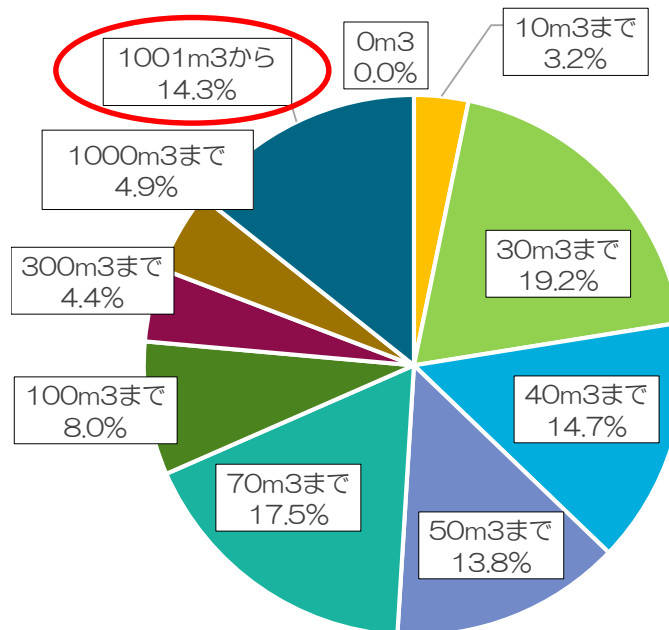
# 累進制について

※令和6年度

## 排水量別割合



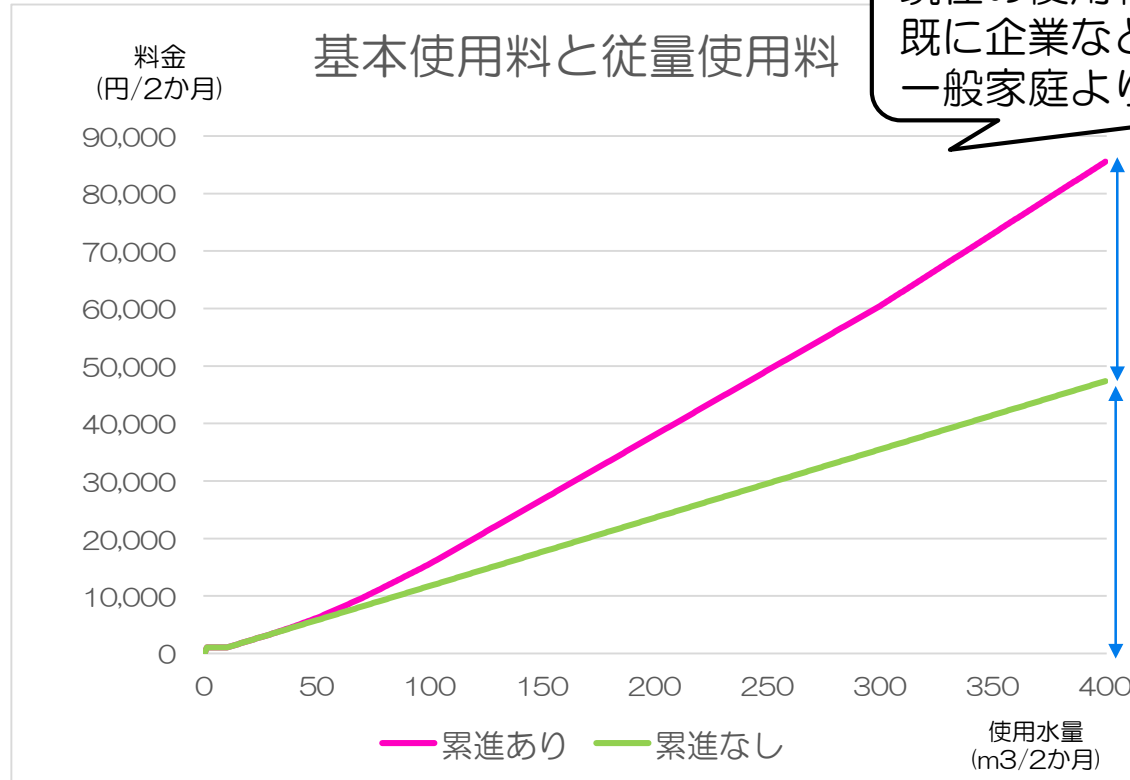
## 排水量別使用料割合



企業などの大口使用者割合は、わずか0.1%だが  
使用料に占める割合は、約14%にのぼる  
(大口使用者が1件でもいなくなると 経営への影響が大きい)



# 累進制について



現在の使用料金体系において、既に企業などの大口使用者は、一般家庭よりも負担増加が著しい

累進の割合が大きすぎると大口使用者が流出し 大幅な収入減となるリスクが高い

適正な使用料のあり方を検討する場合、全体の底上げは当然のことながら、大口使用者への配慮が必要である



# 累進制について

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」  
報告書（令和2年7月：国土交通省）

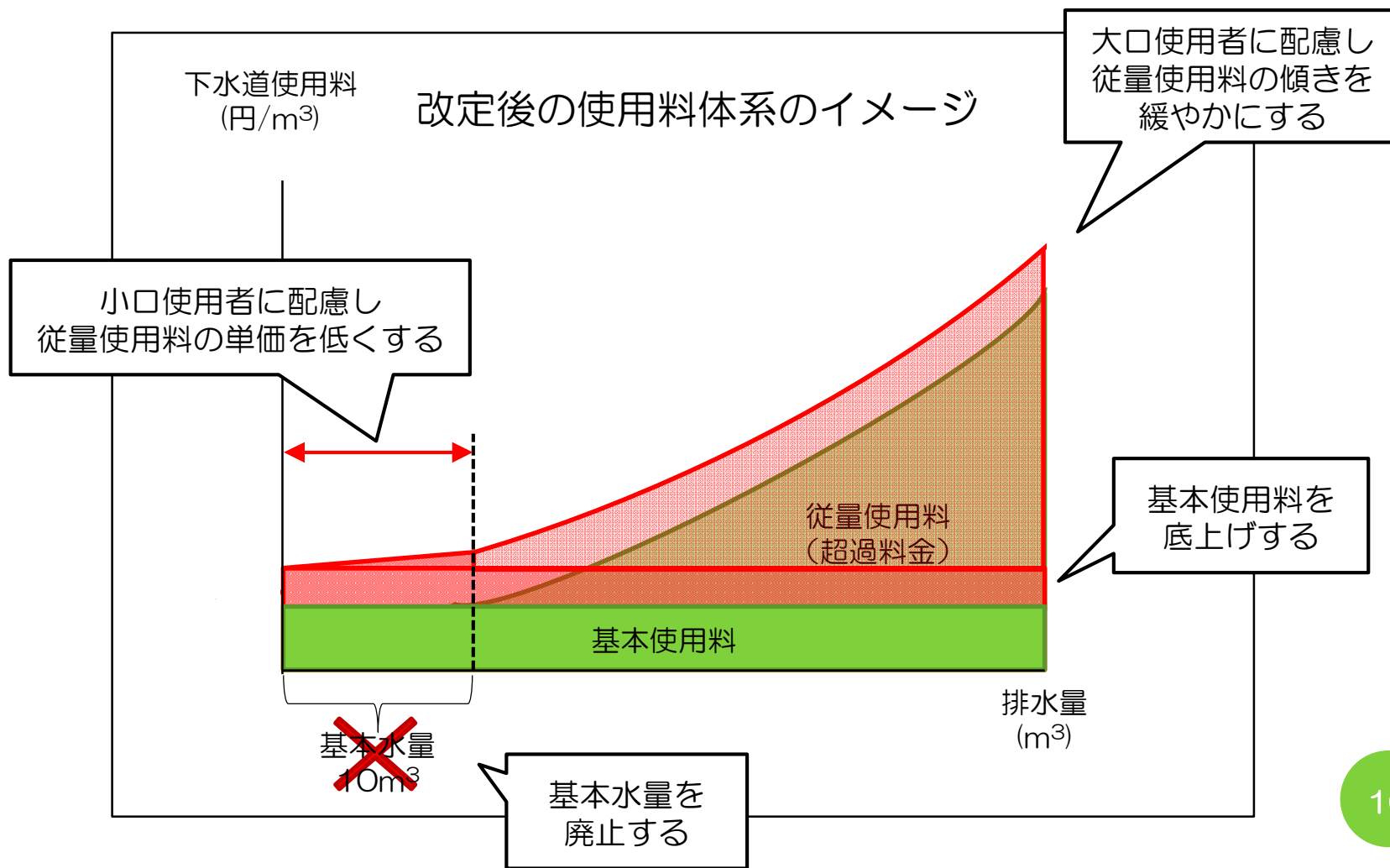
## 3. 累進制の緩和

排水量の大部分を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

小口使用者の料金の激変を招かないように配慮し、負担公平性の観点や大口使用者への依存を低減するため、累進制を緩和していくことが必要



# まとめ





# まとめ

## 下水道使用料改定の方針

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」  
報告書（令和2年7月：国土交通省）に従い、  
次の3つを基本方針とします

### 1. 基本使用料の底上げ

排水量が減少しても持続可能な経営を図るため、底上げを図る

### 2. 基本水量の廃止

小口使用者の負担が急増にならないよう配慮しつつ、  
小口使用者間の負担公平性の観点から、廃止する

### 3. 累進制の緩和

小口使用者の料金の激変を招かないように配慮しつつ、  
負担公平性の観点や大口使用者への依存を低減するため、緩和する



終わり

ご清聴 ありがとうございました